

## 「マイクロバス利用助成金」

### 目的

例会山行でマイクロバスを利用する場合に、参加者の数によって、大きく参加者の個人負担が増えることを避けるために、一定の規則に基づいてマイクロバス利用助成金から助成を行う。

### 利用の範囲

1. 会の例会山行であること。子鹿で会員向けに募集を行う山行が対象。  
自主山行は対象外とする。
2. 日帰りの山行であること。
3. 一人 3,000 円で、7 名以上の山行を想定する。  
はじめから小人数を想定した山行は対象としない。
4. 一般の公共交通機関の利用が困難な山行または、人数が集まれば安上がりに山行ができる場合に利用する。

### 利用方法

1. 事前に山行企画部に対して、計画の届け出を行う。提出は子鹿での案内ができる時期に届けること。
2. 交通費は、一人 3,000 円を上限とする。交通費には、高速道路などの有料道路の利用料金を含める。
3. 山行実施後に、参加者数などの山行結果、および交通費の領収書類を山行企画部に対して提出し、精算を実施すること。
4. 補助金の利用結果の報告は、総会で行う。監査も一般会計に合わせて実施する。

想定山行人数は、規定制定時 10 名であったが、2013 年 3 月 11 日運営委員会にて、利用しやすいように 7 名へ変更した。